

あきる野市体育施設
(市民プール)
指定管理者選定要領

令和3年6月

あきる野市教育委員会

目 次

1	対象施設	1
2	指定期間	1
3	候補者の審査方法	1
4	評価基準	2
5	選定方法	3
	別紙 提出書類一式	

この選定要領は、あきる野市教育委員会（以下「委員会」という。）が、あきる野市体育施設（市民プール）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により評価及び選定をするための方法、基準等を示すものである。

1 対象施設

市民プール

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 候補者の審査方法

候補者の審査は、提出書類に基づき「（１）資格審査（書類審査）」⇒「（２）第１次審査」⇒「（３）第２次審査」の順で行う。

（１）資格審査（書類審査）

委員会（教育部スポーツ推進課）で、次の「ア 提出種類の審査」と「イ 資格要件審査」を行う。

ア 提出書類の審査

提出書類が揃っているか、部数に不足がないかを審査する。

なお、提出書類や提出部数が足りない場合等は、受理できないので十分注意すること。

（ア）提出書類 別紙「提出書類一式」参照

（イ）提出部数 １５部（正本１部、副本１４部）

イ 資格要件審査

上記「ア提出書類の審査」後、資格要件等について審査する。

なお、次に該当する場合は、資格がないものとし、受理できないので十分注意すること。

（ア）ウの資格要件を欠くもの又は提出書類に不備があるもの

（イ）提出書類に虚偽の記載があったもの

（ウ）その他選定に係る不正行為があったもの

ウ 資格要件

（ア）施設に防火管理者の資格を有する人員の配置ができること。

（イ）施設の管理運営を安全かつ円滑に行える法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

（ウ）団体又は代表者が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

a 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当する者

- b 提出期間において、あきる野市の指名競争入札の指名の停止の措置を受けている者
- c 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税並びに法人住民税を滞納している法人団体の場合は、代表者の最新の所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税並びに個人住民税を滞納している者
- d 会社更生法に基づく更正手続又は民事再生法等に基づく再生手続開始の申立て等がなされている者
- e 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- f あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定に該当しない団体

(2) 第1次審査

上記「(1) 資格審査(書類審査)」で受理した書類を市が設置するあきる野市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、評価基準に基づき審査を行う。

第1次審査の通過者の順番は、各委員の評価合計を集計した総合得点の高い申請者からとする。

審査結果は、第1次審査対象者全員に通知するとともに、第1次審査を通過した団体には、第2次審査について通知する。

なお、申請団体が少数の場合には、第1次審査は実施しないものとする。

(3) 第2次審査

選定委員会では、上記「(2) 第1次審査」を通過した申請者を提出書類とプレゼンテーションを基に、プロポーザル方式で審査を行い、市民プールの設置目的を最も効果的・効率的に達成することができると認められる者を候補者として選定する。

選定結果は、第2次審査の対象者全員に通知するとともに、選定の公平性及び透明性を図るため、応募団体名及び評価結果(総合得点、順位等)をあきる野市のホームページで公表(第1次審査を含む。)する。

4 評価基準

評価の採点は、各評価項目に対して6段階の評価点(0点から5点まで)に係数(重点項目の比率)を乗じて採点する。

なお、指定管理料の提案額についての採点は、計算式(小数点以下第2位を四捨五入)のとおりとし、指定管理料基準額(※2)を超えている提案額及び採点が10.0点を超える提案額を提示してきた団体は、失格とする。

評価項目			評価点	係数	採点
施設の管理に関すること					
基本的な考え方	1	管理運営の基本方針	0～5	1	
	2	法令遵守及び環境への配慮	〃	1	
団体の経営能力等	3	団体の経営状況・運営実績	〃	2	
	4	受託への意欲及び熱意	〃	1	
	5	施設管理の計画	〃	1	
	6	安全管理への対応	〃	2	
人材育成・雇用等	7	社員等の育成 利用者等への対応	〃	2	
	8	人員配置の計画	〃	1	
	9	人員確保の取組	〃	1	
事業計画に関すること					
年間事業計画	10	年間事業計画の基本方針、地域貢献事業及び自主事業の提案	〃	2	
公共性の取組	11	地域団体等の育成及び市民との協働・連携した事業展開など	〃	3	
管理運営経費に関すること					
指定管理料の提案額	12	採点＝ $55 - (50 \times \text{提案額} / \text{指定管理料基準額})$			
収支計画	13	施設の管理及び事業運営経費の収支計画の妥当性	〃	1	
評価合計					

(※2) 指定管理料基準額は、仕様書の別紙2「あきる野市体育施設(市民プール)指定管理者収支予算書(モデル)」に示している指定管理料とします。

5 選定方法

第2次審査において、評価基準に基づき、選定委員会の各委員の評価合計を集計した総合得点が最も高い団体を候補者として選定する。ただし、この団体が出席委員数で算定する総合計の満点の5分の3を超えていない場合においては「該当者なし」とし、別途、候補者の選定を行う。なお、総合得点が同点の場合は、採点の高い委員の多い申請者を上位とする。

また、候補者との協議の不調等により、当該団体が候補者を辞退等した場合には、次に高い評価を得た団体を候補者としてすることができるものとする。

提出書類一式

1 指定管理者指定申請書

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則様式第1号

2 事業運営に関する計画書等

提出書類	記載内容等
事業計画及び企画提案書 (様式任意)	事業内容を主催事業、地域貢献事業、自主事業の企画単位ごとに参加を見込む人数、参加料等を示して、実施する内容がわかるように具体的に記載したもの
主催事業収支計算書 (様式任意) 指定管理者が指定管理料使用して行う必須業務の部分についての予算	指定管理者が行う業務の範囲として定められている事業について、次の事項に留意し、事業年度ごとに区分し5か年分作成したもの (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日まで (2) 収入項目には、指定管理料(提案額)、利用料金、その他の収入を見込むこと (3) 支出項目には、具体的な経費項目、積算根拠を表示すること。
自主事業収支計算書 (様式任意) 指定管理者が行う任意の事業の予算	指定管理者が独自の創意工夫を生かして企画、実施する事業について、次の事項に留意し、事業年度ごとに区分し5か年分作成したもの (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日まで (2) 収入項目には、教室参加料、その他の収入(指定管理料を充当することは出来ない) (3) 収支とも実施される教室、講座等の企画ごとの金額を表示する
人員配置計画書 (別紙様式) 募集要項 別紙5参照	管理運営上の適正な人員配置とするもの

* 地域貢献事業については、非営利の事業であり収支計算書を求めている。内容については、事業計画及び企画提案書で示される参加人数、参加料等により審査する。

3 事業者の概要、財務状況等に係る提出書類

提出書類	記載内容等
事業者概要 (様式任意)	団体の沿革 時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載
	代表者の履歴
	役員名簿 (生年月日・住所記載のもの) 他の法人等との兼職者があるときは、その旨も記載
	団体の運営に関する資料 経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの
	施設管理運営の実績
定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類 (様式任意)	最新のもの
法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等	現在事項全部証明書又は法人登記簿謄本 法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の身分証明書のコピー
印鑑証明	申請の日前3か月以内に発行されたもの
財務関係書類 (様式任意)	指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3か年の経営成績や財務状況等を明らかにするための財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類)
納税証明書等 (直近のもの)	(1) 法人税の納税証明書(その1納税額等証明用) ※ 法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の所得税の納税証明書 (2) 消費税及び地方消費税の納税証明書 (その1納税額等証明用) (3) 法人事業税の納税証明書 ※ 法人格を有しない団体の場合は、必要なし (4) 法人住民税の納税証明書 ※ 法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の個人住民税の納税証明書
労働保険に加入していることを証する書類	確定保険料若しくは概算保険料の申告書又は納付書のいずれかの写し(直近のもの)
社会保険等に加入していることを証する書類	社会保険料納入証明書又は社会保険料領収書の写し(直近のもの)
就業規則	又は就業規則に準じるもの